

広島市告示第347号

令和7年7月1日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

広島市長 松井 一實

1 指定する道路の路線及び区間

次表のとおり

道路の種類	路線名	区間
市道	南1区 108号線	南区南蟹屋二丁目1番地先から 南区南蟹屋二丁目1番地先まで

2 指定する期日 令和7年7月1日